

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 の一部改正（案）に関する意見募集の結果について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正（案）について、平成29年11月1日から11月30日までの30日間意見募集をしましたところ、51人の方から90件の御意見をいただきました。

この度、お寄せいただいた御意見とそれに対する警察の考え方については、下記のとおりです。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外については、今後の参考とさせていただきます。

御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

御意見の要旨及びこれに対する基本的な考え方

1 「田園住居地域」に係る規制について

(1) 御意見の要旨

ア 規制すべきとするもの

(ア) 全般に関するもの

- 田園住居地域の目的からしても、制限すべきだと思う。
- 他の住居地域と同様の規制が必要である。
- 良好な風俗環境の保全を図るための規制について、妥当と考える。
- 住みやすい地域のためになるのであればいいと思う。
- 静かな方が良いので、規制するべきである。

(イ) 騒音に関するもの

- 静かな田園にするためにも、騒音対策はすべきである。
- 騒音対策は必要であるが、風俗営業ができるのはデメリットばかりではないと思う。

(ウ) 営業種別に関するもの

- ゲームセンターはよいが、マージャン店、ぱちんこ店は規制すべきである。

イ 規制すべきでないとするもの

- ストレス解消の場所が無くなると思う。
- 娯楽施設が建てにくくなり、ストレスの発散できる場所が減り、非行や犯罪に走る人が増えると思う。
- 娯楽場所の減少により、地域の過疎化につながると思う。
- 規制ばかりを推し進めても、地域が衰退してしまう。
- 風俗営業も、活性化のために必要である。
- 静かすぎるのは寂しく活気を全く感じないため、風俗営業ができるのは賛成である。

(2) 基本的な考え方

改正後の都市計画法第9条第8項において、田園住居地域とは

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする

と規定されています。

また田園住居地域では、農業用施設が建築できることのほかは「低層住居専用地域」と同等の建築規制が設けられている地域であり、キャバレー、料理店、ナイトクラブはもとより映画館やボーリング場等の娯楽施設も建築することができないような地域であることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）において、風俗営業を制限等することにより、良好な風俗環境を保全する必要がある地域と考えています。

2 広告・宣伝に係るインターネット上の規制について

(1) 御意見の要旨

ア 規制すべきとするもの

- 未成年者に注意することが必要である。未成年者が閲覧できることを考えても、制限すべきである。
- 良好な風俗環境の保全を図るための規制について、妥当と考える。
- 風俗営業者に関わらず、規制してもらいたい。
- 射幸心をそそるおそれのある行為の線引きは難しいと思うが、規制できるのであればするべきだと思う。
- インターネット社会の時代において規制することは難しいと思うが、放っておくのはよくないため、規制してもらいたい。
- 効果の程は分からないが、規制しないよりはいいと思う。
- 新聞・広告と同じように規制すべきである。
- 射幸心をそそる行為は、全て規制すべきである。

イ 基準が必要とするもの

- 射幸心をそそる行為の線引きは難しいが、ある程度の基準を作れるのであれば、規制してもよい。基準をはっきりと決め、周知されてからであれば規制してもよい。
- 規制することは賛成であるが、はっきりとした基準を設けなければ難しいと思う。
- ホームページは、現在のインターネット社会に合った宣伝方法であり、規制するのであれば、詳細な条件を設定すべきである。
- 射幸心をそそる宣伝は、制限を設けないとどんどん増えてしまう。明確な規制内容を定めた上で、規制する必要がある。

ウ 規制すべきでないとするもの

- ホームページやメール会員等での広告や宣伝行為は、射幸心をそそっているとは言い難いと思う。客寄せのための営業努力であり、規制する必要はない。
- 規制ばかりを押し進めても、地域が衰退してしまう。

- 行き過ぎた行為はよくないが、インターネット等を活用するのは営業努力だと思う。
- インターネット上での射幸心をそそるおそれのある行為は、あまりにも範囲が広い上に、反発が起こる可能性があるため必要無いと思う。
- 出玉規制等でぱちんこ店も厳しいため、規制しなくてもよい。
- 宣伝の動きが取りにくくなるため、別にしなくてもよい。
- 詐欺などの内容であれば規制も賛成であるが、ただ射幸心をそそるだけで規制するのは反対である。

エ その他

- インターネットの普及率が8割を超える昨今では、規制しても取り締まるのは難しいと思う。
- 規制は必要であるが、全てを規制してしまうことは、企業やユーザーにとっても不利益な部分が多いと思う。

(2) 基本的な考え方

射幸心とは、偶然に財産的利益を得ようとする欲心をいいます。よって著しく射幸心をそそるおそれがある行為に該当するかは、当該行為によって、著しく偶然に財産的利益を得ようとする欲心を起こさせるおそれがあるか否かによって判断することとなります。

当該行為については、あらゆる表現方法や内容が考えられるため、個別具体的に判断すべきものと考えますが、平成24年には、警察庁がぱちんこ営業における広告、宣伝について、違反となる表示例を示した通達を発出し、現在でも警察庁のホームページにおいて公開されていることから、同通達を参考としていただきたいと思います。

現行条例では、既に営業所における「賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為」について規制しており、今回の改正は、インターネット上へと規制範囲を拡大したものであり、既に多くの都道府県においては規制されているものです。

三重県においても、風営法の目的である清浄な風俗環境の保持や少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、インターネット上における著しく射幸心をそそるおそれのある広告・宣伝等へ対処して参りたいと考えています。